

令和 2 年 7 月豪雨に係る介護保険利用者負担額の減額・免除に関する取扱要綱

令和 2 年 8 月 14 日告示第 19 号  
改正 令和 2 年 10 月 30 日告示第 25 号  
改正 令和 2 年 12 月 28 日告示第 28 号  
改正 令和 3 年 2 月 26 日告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 2 年 7 月に発生した豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された江津市の介護保険の被保険者に係る利用者負担額の減額・免除に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 50 条居宅介護サービス費等の額の特例及び第 60 条介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令 36 号）、浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成 15 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）及び浜田地区広域行政組合介護保険条例施行規則（平成 15 年浜田地区広域行政組合規則第 5 号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 利用者負担額の減額・免除の対象となる者は、令和 2 年 7 月豪雨を原因として、次のいずれかに該当する江津市で被災した被保険者とする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

(居宅介護サービス費等の額及び介護予防サービス費等の額の特例)

第 3 条 前条の対象者に係る居宅介護サービス費等の額及び介護予防サービス費等の額の特例は、100 分の 100 とし、利用者負担額を免除する。

(減額・免除の対象期間)

第 4 条 利用者負担額の減額・免除の対象期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月末までの介護サービス分とする。

(申請手続)

第 5 条 利用者負担額の減額・免除を受けようとする者は、条例施行規則第 14 条第 1 項に規定する介護保険利用者負担額減額・免除等申請書に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(認定証の交付)

第 6 条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、条例施

行規則第 14 条第 2 項に規定する介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書により申請者に通知するとともに、条例施行規則第 14 条第 3 項に規定する介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（利用方法）

第 7 条 認定証の交付を受けた者は、介護保険のサービスを利用する場合には、認定証に被保険者証を添付して指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護予防支援事業者及び介護予防サービス事業者に提示しなければならない。

（利用料の還付請求等）

第 8 条 認定証の交付を受けた者は、特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担金を指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に支払った時は、介護保険利用料還付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、管理者に特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担金の額と特例の適用を受けた給付割合を適用する場合の介護保険利用者負担金の額との差額の還付を請求することができる。ただし、既に高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を受けている場合等においては、管理者は当該支給額を控除した額を還付するものとする。

2 管理者は、申請書を受理し、審査を行ったときは、その審査結果について、速やかに介護保険利用者負担額還付通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 第 1 項の場合において、同項の規定による請求をすることができる期限は、指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に利用料を支払った日の翌日から起算して 2 年を経過する日までとする。

（認定の取消）

第 9 条 管理者は、虚偽の申請その他不正の行為により、利用者負担額の減額・免除を受けた者に対し、その認定を取り消し、利用者負担額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 14 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に決定された軽減の有効期限について、「令和2年10月31日」となっている場合は、「令和2年12月31日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に決定された軽減の有効期限について、「令和2年12月31日」となっている場合（「令和2年10月31日」を「令和2年12月31日」と読み替えたものを含む。）は、「令和3年2月28日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年2月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に決定された軽減の有効期限について、「令和3年2月28日」となっている場合（「令和2年10月31日」及び「令和2年12月31日」を「令和3年2月28日」と読み替えたものを含む。）は、「令和3年6月30日」と読み替えるものとする。